

広報かるまい お知らせ版 366号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

水道料金等の支払期限延長に対応

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、水道料金、下水道使用料（以下「水道料金等」）を期限までに支払うことが困難となっている方から申し出があった場合、支払期限を延長します。

■対象料金・延長期間

令和2年5月29日、6月30日、7月31日が納期となる水道料金等の支払期限を令和2年8月31日まで延長

■対象者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、水道料金等の支払いが困難な方
- 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いにより、水道料金等の支払いの手続きが困難な方

※支払期限延長（猶予）の申し出をしても、水道料金等の減免となるものではありません。

■申込先・問い合わせ 町水道事業所 ☎46-4742

ラジオ番組の出演者を募集

町の特産品のPR・販路拡大を目的に、エフエム岩手で放送している『軽米主義-karumaism-』に出演していただける、町内の販売事業者を募集します。今こそ、お取り寄せ商品をアピールして、軽米を届けてみませんか？

■放送日 毎月第4木曜日（6月25日放送分より10回分募集します）

■収録日 放送日の約2週間前

■収録場所 役場または販売店等

■放送時間 10分

■放送内容 ネット販売等、お取り寄せに対応できる商品等を紹介

■対象商品 軽米ブランド認証商品を含めた自社取扱商品

■募集期間 5月18日（月）～6月5日（金）電話にて受付

※応募事業者数が多い場合は、先着順。

■申込先 産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746

住宅改修補助金

高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり事業

■対象者

- ① 介護保険の要介護・要支援の認定を受けて、日常生活を営むのに支障がある高齢者がいる世帯。
- ② 下肢、体幹機能障害により、級別が1級から3級の身体障害者手帳の交付を受け日常生活を営むのに支障がある重度障害者の方がいる世帯。

■対象となる改善

トイレや浴室などの改善、床面の段差解消、手すりの設置など日常動作、介護動作の向上が認められる場合。

■申込期間 6月1日（月）～6月30日（火）

■補助額 上限額40万円以内で、規定により決定。

※令和3年1月末までに完了する改修が対象

※受付期間内でも、予算額を超える申込があった時点で受付を締め切らせていただきます。

※その他、詳しい規定等についてはお問い合わせください。

■申込先 健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

特産品を活用した商品開発を補助

■交付対象者

町内に住所、本拠地を有した個人事業者（事業者を志向する個人を含む）、法人、会社、その他町長が認める団体

■交付対象事業 次のいずれかに該当すること。

※重複して申請することはできません。

事業名	事業内容	交付額
商品開発	・地域資源を活用した商品開発（必須） ・当該商品の販路開拓に係る取組み	20万円以内 （補助率2/3以内）
ブラッシュアップ	・既存商品のブラッシュアップ（必須） ・当該商品の販路開拓に係る取組み	20万円以内 （補助率2/3以内）
販路開拓	・上記を伴わない販路開拓に係る取組み（商談会への参加、販促物の作成等）	10万円以内 （補助率2/3以内）

■応募締切 6月26日（金）まで

※事業代表者（代理も可）は審査会で事業の説明を行っていただきます。

※提出書類など詳しくは担当まで。

■問い合わせ 産業振興課・商工観光担当 ☎46-4746

生活環境改善に向け水洗化の検討を

町は、生活排水処理の水洗化による生活環境の向上と河川環境の保全を目指しています。

「公共下水道事業認可区域内にお住いの方」は、「公共下水道への接続」をお願いします。「認可区域外の地域の方」は、「合併処理浄化槽の設置による水洗化」をご検討ください。合併浄化槽を設置する際は、設置に要する費用の一部補助を行っています。合併処理浄化槽設置工事の際は、県知事の登録を受けた浄化槽工事業者までご相談ください。

■合併処理浄化槽設置費用の補助制度

用途	一般住宅
補助の対象となる方	公共下水道の事業認可区域外の方で、町内に専用住宅などで合併処理浄化槽の設置を行う方
補助を受けられない方	<ul style="list-style-type: none"> 補助申請の前に浄化槽を設置または工事に着手した方 建築確認または浄化槽法に基づいた届出審査を受けずに浄化槽を設置した方 申請した年度内に工事が完了しない方 借家の方で、家主の承諾が無い方 販売目的の住宅を建築する方
補助限度額	5人槽 — 352,000円 7人槽 — 441,000円 10人槽(2世帯住宅) — 588,000円
受付予定期間	令和2年10月頃まで

■問い合わせ 地域整備課・上下水道担当 ☎46-4742

畜産事業者の皆さんへ

新型コロナウイルス対策について

肉用牛経営や酪農等の畜産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っていますので、新型コロナウイルス感染症に関して以下のことに気をつけましょう。

■予防の徹底

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合は自宅待機
- ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合は、保健所に連絡し、指示に従う

※その他、手洗いうがいの徹底、マスクの着用、咳エチケットの徹底などを実施してください。

■感染者が発生した場合は

保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域（畜舎、搾乳舎など）の消毒を実施してください。頻繁に手指が触れる机やドアノブなどを中心に、アルコールで拭き取りましょう。

※畜産農家は、家畜の飼養管理等を毎日欠かすことができないため、業務が継続できるよう対策を行いましょう。

■問い合わせ 産業振興課・農林振興担当 ☎46-4740

クマの出没に注意！

国内では例年以上にクマによる被害が多発しています。

■農作業時の注意点

- ・ラジオなど音の出るものを携帯する。
- ・行動が活発になる早朝・夕方は、特に注意する。
- ・単独での作業を避ける。

■クマを出没させないために

- ・クマの出没ルートとなりやすい森林・斜面林のそばの農地の刈り払いを行う。
- ・クマを誘引するものは適切な管理に努めましょう。(以下例)
○生ゴミ ○野菜 ○果物 ○ガソリン(揮発性物質)

■クマに遭遇してしまったら

- ・大声を出したり走って逃げたりせず、落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れましょう。

※農林水産省では、緩衝帯整備、電気柵などの侵入防止柵の設置、捕獲などの取組について支援をしています。詳しくは下記まで。

■問い合わせ 農林水産省農村振興局 ☎03-6744-7642
県北広域振興局農政部 ☎0194-53-4983

工業統計調査にご協力ください

2020年工業統計調査を、従業員4人以上のすべての製造事業所を対象に実施します。

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査時点は2020年6月1日です。

調査票へのご回答をお願いします。

※同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等は、両調査にご回答をお願いします。

■問い合わせ 総務課・企画担当 ☎46-2111

広報かるまい お知らせ版 366号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

令和3年度採用の町職員を募集

■採用職種・採用人員

採用職種	採用人員	受験資格
土木技師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、短期大学、2年生以上の専門学校または大学の土木の専門課程を修了または令和2年度中に修了見込みの方 ※履修科目の証明を求められる場合があります。
保育士 (幼稚園教諭)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する方または令和2年度中に実施される試験において取得見込みの方
保健師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和2年度中に実施される試験において取得見込みの方

※一般事務は9月に実施する採用試験において募集します。

■試験内容

- 1次試験 7月12日(日) 10:00~16:00
筆記試験 (教養・専門・作文)
- 2次試験 面接試験 (~~9月下旬~~8月中旬以降予定)

■申込方法

申込用紙等を総務課で受け取り所定の手続きにより申し込みください。関係書類は郵送でお送りすることもできます。下記メールアドレスへ、表題を「職員採用試験 受験申込書 請求」、本文に「郵便番号、住所、氏名、電話番号、受験を希望する職種」を入力し送信してください。

→ soumu@town.karumai.iwate.jp

※メールでの請求は6月23日(火)11日(木)まで

■申込期限 6月30日(火)19日(金) 17:15必着

■問い合わせ

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85

軽米町役場総務課・総務担当 ☎46-4738 (内線211)